

## うきは市浮羽町域学校再編に係るアドバイザー

### 業務委託公募型プロポーザル実施要領

#### 1. 目的

将来にわたり児童生徒の良好な教育環境を確保するために、浮羽町域の学校再編について協議を進め、学校再編基本構想を策定し、基本計画についても協議を進めている。本業務は、学校再編に伴う施設整備について、従来方式、デザインビルド方式（以下「DB方式」という。）及び民間資金等活用事業（以下「PFI方式」という。）等の事業手法の比較検討を行い、本市の実情に適した発注方式を選定するために必要な調査・分析を実施し、実現可能性の高い事業スキームを構築することを目的とする。学校再編については、単なる施設統廃合ではなく、地域の将来像を共に考える「まちづくり」の一環として位置づけることを重視する。

#### 2. 委託業務の概要

##### (1) 業務名

うきは市浮羽町域学校再編に係るアドバイザー業務委託

##### (2) 業務内容

「うきは市浮羽町域学校再編に係るアドバイザー業務委託仕様書」のとおり

##### (3) 業務委託期間

委託契約締結日から令和9年3月26日までとする。

#### 3. 予算上限額

本業務の実施に係る予算上限額は、10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※上記金額は、契約時の予定価格ではなく、事業の最大規模を示すものである。

#### 4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

#### 5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 過去に、国・地方公共団体等においてPPP/PFI又は公共施設整備に係るアドバイザー業務の実績を有すること。

(7) 本業務を円滑に遂行出来る体制を有すること。

## 6. 全体スケジュール (予定)

実施内容	実施期間または期日
1. 実施の公示	令和8年5月18日(月)
2. 質問受付期間	令和8年5月18日(月)～令和8年5月22日(金)
3. 質問回答期限	令和8年5月27日(水)
4. 参加申込書の提出期限	令和8年6月5日(金)
5. 資格審査結果通知	令和8年6月12日(金)
6. 企画提案書提出期限	令和8年6月26日(金)
7. 審査 (プレゼンテーション選考)	令和8年7月3日(金)
8. 審査結果の通知	令和8年7月中旬【予定】
9. 契約締結	令和8年7月下旬【予定】

※各期日については、目安であり、状況によっては日程を変更する場合がある。

## 7. 説明会

実施しない。

## 8. 質疑応答

### (1) 質問方法

質問がある場合は、所定の質問書(様式2)を電子メールに添付して、「17 問い合わせ先」に記載するアドレス宛に送信すること。メール表題は「うきは市学校再編公募質疑」とすること(電子メールは送信エラー確認のこと)。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は一切受け付けない。

### (2) 受付期限

令和8年5月22日(金) 17時まで(必着)

### (3) 回答方法

令和8年5月27日(水) 17時までに、質問書(様式2)に記載されているメールアドレス宛に電子メールで回答する。また、必要に応じて、うきは市ホームページにおいて、質問事項及び回答内容を公表するものとする。

## 9. 参加申込の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規定を理解したうえで、次に掲げる書類を提出すること。ただし、②③は参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

(1) 提出書類

資格審査に関するもの

- ①参加申込書（様式1） 1部
- ②登記事項全部証明書 1部
- ③納税（滞納なし）証明書（国税、都道府県税及び市区町村税） 1部
- ④事業者概要書（様式3） 1部
- ⑤業務受託実績（様式4） 1部（過去5年程度）
- ⑥委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）（様式5） 1部
- ⑦誓約書（様式6） 1部
- ⑧参加資格に係る申立書（様式7） 1部
- ⑨直近の財務諸表 1部

企画提案に関するもの

- ⑩企画提案書 6部（うち原本1部）  
※原則A4版（必要に応じてA3版折込も可）とし様式は特に定めない。
- ⑪企画提案書の表紙（様式8） 1部
- ⑫価格提案書（様式9） 1部
- ⑬業務責任者実績書（様式11） 1部  
（過去5年程度における実績）
- ⑭業務実施体制調書（様式12） 1部
- ⑮工程計画表 1部（A4片面1ページ）

(2) 提出期間及び時間

資格審査に関する書類は、令和8年5月18日（月）から令和8年6月5日（金）まで（土、日及び祝日を除く。）の期間とする。

企画提案に関する書類は、令和8年6月26日（金）まで（土、日及び祝日を除く。）の期間とする。

上記いずれの場合も、受付時間は9時から17時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、上記(2)に記載する提出期間内に到着したものに限り受け付ける。なお、郵便事故等については、うきは市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載するとおりとする。

## 10. 審査方法

### (1) 審査会（プロポーザル）実施方法

- ①開催日 令和8年7月3日（金）
- ②所要時間 30分以内（提案時間 20分、質疑応答 10分）
- ③参加人数 3人以内

出席者は業務の主担当予定者を含む3名とする。

### ④ 留意事項

ア プレゼンテーション時に必要なプロジェクター、パソコン等の機材等については市が準備し、データについては提案者がUSBで用意するものとする。

イ 機材等の設置、撤収作業に要する時間は、提案時間を含めない。

(2) 評価項目及び配点

評価項目		配点
企画提案書	1 業務理解	10点
	2 実施体制	10点
	3 業務実施手法の妥当性	20点
	4 市場調査・分析能力	10点
	5 発注方式検討能力	15点
	6 合意形成支援・説明力	10点
	7 スケジュール・進行管理	5点
	8 類似業務実績	10点
価格提案書	9 価格評価	10点

1 1. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には候補者を選定せず、プロポーザル手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、「10. 審査方法 (2) 評価項目及び配点」の評価項目のうち、3 業務実施手法の妥当性、4 市場調査・分析能力、5 発注方式検討能力の得点の合計が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

1 2. 審査結果

- (1) 通知方法  
プレゼンテーション審査を行った全ての者に、文書で通知する。
- (2) 通知時期  
令和8年7月中旬【予定】

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ①参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- ③実施要項で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- ⑥価格提案書の金額が「3 予算上限額」に記載した金額を超過した場合

1 4. 情報公開及び提供

うきは市は、提供された企画提案書等について、うきは市情報公開条例(平成17年3月20日条例第8号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

## 1 5. 契約締結

うきは市は、選定した候補者と委託業務に係る仕様書の内容を協議し、確定させたうえで契約を締結する。なお、選定した候補者との間で協議が整わなかった場合は、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行うものとする。

## 1 6. その他

### (1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届(様式10)を「17. 問い合わせ先」に提出すること。

### (2) 提出書類

①企画提案書の提出は、1社につき1案とする。

②提出された全ての書類は返却しない。また、提出後の差換え及び追加、削除は認めない。

③提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

④本提案に係る書類作成及び提出費用等、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。またやむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザルに要した費用をうきは市に請求することはできない。

### (3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、うきは市と契約に至った者が作成した企画提案書について、うきは市が必要と認める場合は、予め通知することにより、無償で使用(複製、転記、転写)できる。

### (4) 異議申立

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### (5) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 1 7. 問い合わせ先

〒839-1321 うきは市吉井町 983 番地 1

うきは市教育委員会 学校教育課 学校再編推進室

メールアドレス saihen@city.ukiha.lg.jp

電話(直通) 0943-75-4950

FAX 0943-76-4724

(別紙1)

うきは市浮羽町域学校再編に係るアドバイザー業務委託

評価項目表

評価項目		内容	配点
1	業務理解	本業務の目的（発注方式選定、まちづくり視点）を正確に理解し、実務的かつ簡潔な検討方針が示されているか	10点
2	実施体制	PPP/PFI等の専門性を有する人員配置、役割分担、継続的な対応体制が確保されているか	10点
3	業務実施手法の妥当性	建替方針整理、事業手法比較、市場調査、リスク整理等について、具体的かつ実現可能な手法が示されているか	20点
4	市場調査・分析能力	民間ヒアリングの実効性、参入意向の把握方法、地域企業参画への配慮が適切か	10点
5	発注方式検討能力	従来方式、DB方式、PFI方式等の比較分析、リスク分担、VFM検討について、意思決定に資する水準で整理されているか	15点
6	合意形成支援・説明力	行政内部・議会・地域への説明を意識した、分かりやすい整理・資料作成能力があるか	10点
7	スケジュール・進行管理	無理のない工程、意思決定時期を踏まえたスケジュールとなっているか	5点
8	類似業務実績	学校施設、PPP/PFI、公共施設再編等の類似業務の実績及び成果が適切か	10点
9	価格の妥当性	提案内容に対して見積額が適正か（過度な安価・高額でないか）	10点